

財 関 第 8 7 4 号
平成 2 2 年 8 月 1 9 日

(各) 税関長 殿
沖縄地区税関長 殿

関税局長 柴生田 敦夫

玉軸受及び円すいころ軸受に対して課する報復関税に関する取扱いについて
の一部改正について

玉軸受及び円すいころ軸受に対して課する報復関税に関する政令の一部を改正する政令（平成 22 年政令第 187 号）の施行に伴い、玉軸受及び円すいころ軸受に対して課する報復関税に関する取扱いについて（平成 17 年 8 月 22 日財関第 1059 号）の一部を下記のとおり改正し、平成 22 年 9 月 1 日から実施することとしたので、了知の上、貴関職員及び関係者に周知徹底されたい。

記

玉軸受及び円すいころ軸受に対して課する報復関税に関する取扱いについての一部を次のように改正する。

別紙「新旧対照表」の「改正前」欄に掲げる部分を「改正後」欄に掲げるように改める。